

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

小売物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調査票等の保存）</p> <p>第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。</p>	<p>（調査票等の保存）</p> <p>第十五条 総務省統計局長は、調査票を三年間、結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を永年保存するものとする。</p>